

今後のごみ処理施設整備事業の検討結果について

船井郡衛生管理組合（以下「組合」という。）では、今後のごみ処理体制の構築に向け、「組合単独でのごみ処理施設の整備」、「近隣自治体との広域処理」、「近隣自治体への処理委託」、「民間への処理委託」、「公民連携協定に基づくごみ処理事業（公民連携事業）」を想定し、検討を行いました。その結果について、以下のとおりご報告します。

- ①ごみ処理施設の建設及び運営等に必要となる事業費は、公民連携事業が安価という結果となりました。
- ②公民連携事業では、民間事業者がごみ処理施設の整備及び運営を行い、組合はごみ処理委託量に応じた処理委託費を民間事業者に支払います。このため、数十億円程度が見込まれる建設費の支払いを削減・平準化することができるため、組合が施設整備を行う場合に比べて、財政負担を軽減することができます。
- ③持続可能な公民連携事業の実現可能性を検討するため、令和 6 年度に、公募形式でサウンディング型市場調査を実施したところ、3 社から提案がありました。そのうち 1 社から、事業内容について具体的な提案が得られ、経済性の面に加え、「組合管内でのごみ処理体制の構築」、「人口減少への対応」、「脱炭素化に向けた取組の推進」など、地域が抱える課題の解決に資する提案であることが確認できました。

以上のことから、組合では、公民連携事業の実現は可能と判断し、「公民連携事業に基づく可燃ごみ等の焼却処理事業（一般廃棄物と産業廃棄物の処理を行う焼却施設の整備・運営）」を実施する方針としました。

今後、事業実施に向けてさらに検討を進めますが、事業の開始までに 10 年間程度の期間を要する見込みのため、建設用地の選定や関係地域の皆様への説明・調整を丁寧に行うとともに、事業者選定における公平性・透明性を確保し、できる限り早期の事業開始を目指します。